

四條畷市地域包括支援センター運営協議会議事録

開催日 令和5年1月31日（火）14時～15時10分

場所 四條畷市役所 東別館第2付属棟1階大会議室

出席委員 小寺委員、高橋委員、藤谷委員、湯元委員、網城委員、埴委員、
出来田委員、田中委員

欠席委員 藤関委員、青山委員

事務局 健康福祉部 部長 阪本、 次長兼高齢福祉課 課長 大塚
高齢福祉課 課長代理 西端、 主任 小川

主査 寺尾 岡本

案件

案件1 会長及び副会長の選任について

案件2 運営協議会の会議の公開・非公開及び会議録について

案件3（報告）四條畷市地域包括支援センター運営協議会について

案件4 四條畷市地域包括支援センター運営方針（案）について

案件5 四條畷市地域包括支援センターにかかる圏域の設定について

案件6（報告）四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を
定める条例等について

案件7 四條畷市地域包括支援センター業務委託について

案件8（報告）今後のスケジュールについて

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、只今から四條畷市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます高齢福祉課の大塚と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開催に先立ちまして、健康福祉部長の阪本よりご挨拶申し上げます。</p>
部長	<p>皆さまこんにちは。健康福祉部長の阪本でございます。</p> <p>四條畷市地域包括支援センター運営協議会の開催にあたりまして、一言ご</p>

	<p>挨拶を申し上げます。</p> <p>平素は本市高齢者福祉行政の推進にご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、大変お忙しい中にもかかわらず、本会議にご出席いただき、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、皆さまもご存じのとおり令和6年3月末でくすのき広域連合は解散し、令和6年4月以降は四條畷市単独で介護保険事業を行っていくこととなりました。今後、超高齢化社会を迎える中で、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとするため、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れめなく提供できる「地域包括ケアシステム」のさらなる進展が必要不可欠となっております。</p> <p>このような中、本日は令和6年度以降の地域包括支援センターの事業者の選定に関することや、地域包括支援センターにかかる圏域の設定など、今後の地域包括ケアシステムを進展するために必要な案件を多岐にわたりご審議をいただきたいと考えております。限られた時間でご不便をおかけするところもあるかと存じますが、地域包括支援センターの適切な設置・運営、包括的支援の充実に向け、皆さまの活発なご議論をお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>誠に恐縮ではございますが、阪本部長は公務のため、会議途中で随時、退席させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、会議の成立について、報告させていただきます。</p> <p>本日は四條畷市地域包括支援センター運営協議会委員10名中8名が</p>

ご出席でございます。

四條畷市地域包括支援センター運営協議会規則第3条第2項の規定により、過半数のご出席をいただいておりますので、会議は成立いたしますことを報告いたします。

議事に入ります前に、委嘱状の交付について説明させていただきます。

委嘱状につきましては、本日、机上での交付とさせていただいておりますので、お名前の確認をお願いいたします。

それでは委嘱させていただいて初めての会議となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

右側から順に、^{こてら}小寺委員でございます。

本日は欠席でございますが医師会よりご推薦いただいております^{ふじせき}藤関委員でございます。

^{たかはし}高橋委員でございます。^{ふじたに}藤谷委員でございます。^{ゆもと}湯元委員でございます。

^{あみしろ}網城委員でございます。^{はなわ}埴委員でございます。

本日は欠席でございますが介護保険事業者連絡会よりご推薦いただいております^{あおやま}青山委員でございます。

^{できた}出来田委員でございます。^{たなか}田中委員でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

高齢福祉課課長代理の西端でございます。

高齢福祉課主任の小川でございます。

	<p>高齢福祉課主査の寺尾でございます。</p> <p>高齢福祉課の岡本でございます。</p> <p>最後に、改めまして、私が健康福祉部次長兼高齢者福祉課長の犬塚でございます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは次第にそって、進行させていただきます。</p> <p>案件 1. 会長及び副会長の選任についてでございます。</p> <p>四條畷市地域包括支援センター運営協議会規則第 2 条第 1 項の規定により、会長及び副会長を互選により選出する必要がございます。</p> <p>会長の選出について、何かご意見はございませんでしょうか。</p>
湯元委員	<p>福祉に係る豊富な知識と経験をお持ちで、各計画の策定にもご尽力いただいております<small>こてら</small>小寺委員に会長をお願いしてはどうかと提案いたしますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいまの湯元委員のご提案にご異議はございませんでしょうか</p>
各委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>ご異議がないようですので、<small>こてらてつや</small>小寺鐵也委員に就任をお願いしたいと思います。それでは続きまして、副会長の選出について、何かご意見はございませんでしょうか。</p>
埴委員	<p>本日はご欠席ではございますが、永年にわたり、市の保健・医療・福祉の向上にご尽力されている<small>ふじせき</small>藤関委員をお願いしてはどうかと提案しますがいかがでしょうか。</p>

事務局	<p>藤関委員は本日、都合がつかず欠席されておりますが、会長、副会長の選任につきましては事務局に一任するとの了解をあらかじめ得ております。</p> <p>ただ今の埒委員のご提案にご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
事務局	<p>ご異議がないようですので副会長に藤関委員の就任をお願いしたいと思います。藤関委員には後日、事務局から副会長就任についてご報告させていただきます。小寺会長、お席の移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
小寺会長	<p>会長を仰せつかりました小寺でございます。くすのき広域連合の解散により令和6年4月以降、構成市はそれぞれで介護保険事業を執り行っていくことになり、地域包括支援センターの設置についても同様です。四條畷市としても基盤整備等で大変な状況にあると思いますが、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムがさらに進みますよう、皆様とともに協議してまいりたいと思います。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、できるだけ短縮して議事を進めていきたいと思っておりますので円滑な議事進行に、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これ以降の議事の進行につきましては、規則第3条第1項の規定により、会長が議長となりますので、小寺会長をお願いいたします。</p>
小寺会長	<p>それでは、早速となりますが会議を進行させていただきます。</p> <p>続きまして、案件2の「運営協議会の会議の公開・非公開及び会議録について」事務局から説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>会議の公開の指針となります本市の「審議会等の会議の公開等に関する指針」につきましてご説明申し上げます。資料2をご覧ください。本指針では、法律や条例、要綱等により設置されました審議会等の会議について、原則として公開し、会議終了後は、会議録等を市のホームページにて公開するものと規定されております。</p> <p>ただし、一方で、会議を公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等においては、会議を公開しないことができると規定されております。</p> <p>本日の会議につきましても、原則公開とすべきと考えますが、次第にあります案件7以降につきましては、地域包括支援センターの事業者選定に関するものであり、公にすることにより、今後の入札等の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、会議録作成のため本日の会議を録音し、作成にあたっては会長に一任させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、案件2の説明とさせていただきます。</p>
小寺会長	<p>いかがでしたでしょうか。</p> <p>ただ今の説明のとおり本日の会議を一部非公開と決定してよろしいでしょうか。また、会議録の確認については私に一任していただいてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
小寺会長	<p>それでは、本日の会議は一部非公開と決定いたします。</p> <p>また、会議終了後は、情報公開に努めさせていただくことといたします。</p> <p>それでは、次の議題となります案件3に移ります。</p>

	<p>「四條畷市地域包括支援センター運営協議会について」でございます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>四條畷市地域包括支援センター運営協議会についてご説明申し上げます。</p> <p>資料3と資料4をご覧ください。</p> <p>本協議会は、介護保険法に規定する地域包括支援センターの適切、公正かつ中立的な運営を確保するために設置されております。所掌事務としましては、条例第2条に規定されておりますとおり、①センターが担当する圏域の設定に関する事項②センターの設置、変更及び廃止に関する事項、③センター業務を委託する法人の選定又は変更に関する事項④センターの運営及び評価に関する事項⑤センター職員の人材確保に関する事項⑥地域における関係機関及び団体との連携体制の構築に関する事項⑦その他センターの運営に関し、市長が必要と認める事項となっております。</p> <p>組織は12人以内で構成されており、委員は学識経験を有する者、福祉、保健若しくは医療に係る団体から推薦された者又はその代表者、介護保険の被保険者、その他市長が適当と認める者で構成されております。</p> <p>任期は本日より3年間となっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、案件3の説明とさせていただきます。</p>
小寺会長	<p>ただ今の事務局からの説明を受けまして、何かご質問はございませんでしょうか。</p> <p>そうしましたら、本議題につきましては、これを持ちまして終わりたいと思います。</p> <p>続きまして、案件4の「四條畷市地域包括支援センター運営方針（案）」</p>

	<p>について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料5をご覧ください。</p> <p>四條畷市地域包括支援センター運営方針 について、ご説明します。</p> <p>構成といたしまして、第1章 基本事項といたしまして、運営方針の策定趣旨、運営協議会の役割、運営上の基本的考え方及び理念、日常生活圏域の設定について、人員体制及び人材育成について、記載しております。</p> <p>第2章にて 業務推進の方針 といたしまして、1 共通事項として、活動計画の策定 や 職務姿勢に関すること、2 包括的支援事業について、各業務の運営における考え方 3 地域包括ケアの推進として各種事業の取り組み方と 4 新型コロナウイルス感染症等への対策 5 指定介護予防支援事業 について説明しております。</p> <p>抜粋してご説明いたします。</p> <p>まず、運営方針策定の趣旨ですが、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるようにするためには、できるだけ要介護状態とならないような予防対策から、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく提供することが必要となります。そのため、地域で暮らす高齢者の心身の健康の保持、保健医療の向上、福祉の増進、生活の安定に必要な援助・支援を包括的かつ継続的に行うことを目的として、地域包括支援センターを設置しています。この運営方針は、本市の介護保険事業計画及びなわて高齢者プランに掲げる目標、また国等の動向を踏まえ、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針を明確にし、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを趣旨に策定します。</p> <p>次に 3 運営上の基本的考え方及び理念についてですが、地域包括支援センターは、公益性の視点、地域性の視点、協働性の視点の3つの視点を基本的考え方とし、日々の業務に取り組みます。</p> <p>4の日常生活圏域の設定につきましては、のちほど詳細にご説明いたします。</p> <p>次に、第2章に移りまして、共通事項の一つ目として、地域包括支援センターは、地域の実情に応じた重点課題、重点目標を設定のうえ活動計画を策定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。策定した活動計画は地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして、住民に対してもわかり易く情報を発信します。</p> <p>4 地域との連携において、地域のネットワーク会議等の場を通じて、地</p>

	<p>域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、地域ケア会議等を通じて、関係機関などと連携しつつ、解決に向けて取り組みます。</p> <p>次に3ページ下の方の(8)評価業務につきまして、保険者は、介護保険法の規定に基づき、実施する事業の質の評価を行うこと、事業の質の向上を図らなければならないとされています。地域包括支援センターは、市が示す様式に沿って自己評価を行い、PDCAサイクルを回すことで業務の質を確保します。</p> <p>なお、地域包括支援センターの評価については、地域包括支援センター運営協議会にて報告します。つづいて、2 包括的支援事業について、地域包括支援センターは、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、及び介護予防ケアマネジメント業務を一体的に行います。</p> <p>総合相談業務につきましては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行います。</p> <p>5ページ 2 権利擁護業務としては、高齢者虐待の防止・対応と成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援や困難事例への対応、消費者被害防止への対応に及び、高齢者が地域で安心して尊厳ある生活が送れるよう支援します。次のページにうつりまして 3 地域包括ケアの推進としまして、各種介護予防事業への取り組みや地域ケア会議の開催、在宅医療・介護の連携推進、生活支援コーディネーターとの連携、認知症総合支援事業における専門職種間の相互連携を図りつつ、地域包括ケアの推進という考えのもと、有機的な連携を促進します。また、少子高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者は年々増加傾向にあり、家族介護者にもさまざまな問題が顕在化しています。</p> <p>地域包括支援センターは、家族介護教室等により介護者の介護力向上を図るとともに、必要に応じて適切な支援につなぐなど仕事と介護の両立に資する制度理解の普及等、介護離職防止に視点を置いた働きかけを行います。</p> <p>以上 簡単ではございますが、説明を終わります。</p>
小寺会長	ただ今の事務局からの説明を受けまして、何かご質問はございませんでし

	ようか。
小寺会長	運営の骨子は現在、くすのき広域連合の3市同一のものとしていますが、運営方針の骨子について、何か異なる点がありますか？
事務局	大きな変更は加えておりません。
小寺会長	現在のものを踏襲していくということですね
事務局	そのとおりでございます。
小寺会長	その他、ご質問はありませんか。それではお諮りいたします。 運営方針につきましては、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか
各委員	異議なし
小寺会長	ご異議がないようですので、運営方針につきましては事務局案のとおりといたします。続きまして、案件5の「四條畷市地域包括支援センターにかかる圏域の設定について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	資料6をご覧ください 四條畷市地域包括支援センターにかかる圏域について(案)になります。 1 日常生活圏域について 日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により設定することとされており、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定しています。本市においては、圏域の設定が法に規定された第3期介護保険事業計画（平成18～20年度）から、くすのき広域連合において四條畷市域を3圏域に設定しており、市の西部地域を国道163号線を境に北側を第1圏域、南側を第2圏域、市の東部の田原地域を第3圏域としています。 2 現状と課題 としまして、 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現す

	<p>る必要があり、この取り組みの推進には地域住民の協力が不可欠であります。市で行っている様々な施策は、小中学校区単位を基礎として地域と連携しているため、現在の圏域では校区単位の連携がスムーズに行えない課題があります。また、現行の圏域では第1圏域及び第2圏域がともに山間部と市街地の両方を地形に含めており、それぞれのニーズが異なることから、地域の特性に応じた地域包括ケア体制の構築が複雑になっている。また、現行の圏域では、第1圏域の高齢化率 24.35% 令和4年10月1日現在 に対し、第2圏域の高齢化率が 31.87%と偏りがあり、地域の支えあいの体制づくりに影響することが懸念されます。</p> <p>3 見直しの考え方として</p> <p>上記課題を解消するため、本来の国の考え方に従い、中学校区を基本とした日常生活圏域に変更を考えております。</p> <p>西中学校区を第1圏域、四條畷中学校区を第2圏域、田原中学校区を第3圏域とします。資料はここまでの説明を図や表にて説明したものです。地図について少しわかりにくいですが、境界線と記載しているところを境界に、西側より第1圏域、第2圏域、第3圏域となっています。</p>
小寺会長	ただ今の事務局からの説明を受けまして、何かご質問はございませんでしょうか。
出来田委員	この内容については、令和6年4月からということでしょうか？令和5年4月から？
事務局	令和6年度4月からの運用でございます。
小寺会長	他にございませんか？
出来田委員	委託圏域の部分で、今現在委託されている事業所の場所がこの案での第1圏域に偏るように思いますが、そのへんも今後の課題として、委託先の施設なども検討していくということですか？
事務局	業務委託につきまして、この後の案件でお諮りしますが、四條畷市の地域包括支援センターの運営に関して、業務委託として、再度事業者の選定をする形で考えております。
小寺会長	その他、ご質問はありますか。

	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>圏域の設定につきましては、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか</p>
各委員	異議なし
小寺会長	<p>ご異議がないようですので、圏域の設定につきましては事務局案のとおりといたします。続きまして、案件6の「四條畷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料7をご覧ください。令和6年度に新たに地域包括支援センターを設置するにあたり、包括的支援事業を実施するために必要な人員及び運営に関する基準を定めている条例となります。</p> <p>運営に関する基準としましては、職員が相互に連携を図りながら協力して包括的支援事業を実施し、各被保険者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、介護保険給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスや権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと、また、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保しなければならないことを規定しております。</p> <p>人員に関する基準としましては、地域包括支援センターの担当区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合は、原則、専任の常勤職員として、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人を置かなければならないことを規定しております。</p>

また、第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合には、先ほどの職員数を超えて職員を置くように努めなければならないことを規定しております。

また、人員に関する基準の特例としまして、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、特例によることができることを規定しております。

続きまして、資料8をご覧ください。地域包括支援センターは指定介護予防支援事業者の指定を受けることになるため、関連する指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めた条例となっております。

基準該当介護予防支援に係る基準、指定介護予防支援事業者の従業者の基準及び員数、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業の運営に関する基準については、平成18年厚生労働省令第37号の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定めるところによることを規定しており、人員に関する基準につきましては、事業所ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供にあたる必要な数の保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないこと、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準として、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しなければならないこと

	<p>を規定しております。</p> <p>以上、誠に簡単ではございますが、案件6の説明とさせていただきます。</p>
小寺会長	<p>ただ今の事務局からの説明を受けまして、何かご質問はございませんでしょうか。そうしましたら、本議題につきましては、これを持ちまして終わりたいと思います。</p>
	<p>以降 非公開の議案</p>